

都城盆地 土地改良区 だより

第17号
令和8年1月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)45-6695



Contents

○理事長あいさつ	…	P1
○第18回通常総代会	…	P1
○財務状況の公表	…	P2
○賦課金について	…	P3
○給水スタンドについて	…	P3
○給水栓の管理について	…	P4
○土地改良施設定期診断	…	P4
○土地改良施設整備	…	P5
○県営事業について	…	P6
○組合員の皆さんへ	…	P7

(※表紙：キャベツ畑へかん水の様子)



組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区

理事長 坂元 重秋

平素より組合員並びに国・県・市町及び関係団体の皆さんには、当土地改良区の運営はもとより関連事業の推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、気象の不安定化や資材価格の高騰、人手不足などさまざまな課題に直面しております。そのような中にあっても、皆さんのご支援により、土地改良区としての維持管理業務に専念できておりますことを心より感謝申し上げます。

昨年は、老朽化した施設の改修や機能保全の取り組みに加え、維持管理業務の強化などを行ってまいりました。これらの取り組みは、今後の安定した営農の基盤づくりに大きく寄与するものと考えております。

昨今の農業をめぐる情勢として「食料・農業・農村基本法」の改正により農業が単なる産業ではなく、国家の食料安全保障を担う戦略的基盤として再定義されるなど、大きな転換期を迎えております。その中で宮崎県は全国有数の食料供給基地として重要な役割を担っておりますことから、今回の法改正を契機に、地域農業の価値と使命が一層明確になるものと期待しております。

また、持続可能で競争力ある農業の実現に向けた取り組みが一層求められている中、アグリテック（農業技術革新）やスマート農業の導入が促進され、人手不足や高齢化、耕作放棄地の増加といった課題の解決に向け、ICT・自動化装置・データ活用などの技術的支援の拡充が図られています。

こうした時流を受け、今年度においても引き続き農業用水の安定供給を第一に、安全で持続可能な地域農業の発展に向け、関係機関と連携しながら計画的な保全管理を進めてまいります。特に、施設の長寿命化と効率的な維持管理の両立を目指し、組合員の皆さんと共に知恵を出し合いながらより良い運営に努めてまいります。

結びに、組合員の皆さんのご健勝とご多幸を祈念するとともに、今後もより一層のご理解とご協力ををお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

第18回通常総代会

令和7年3月24日(月)午後1時30分より、都城市高城生涯学習センターにおいて、第18回通常総代会を開催しました。

議事に先立ち、宮崎県北諸県農林振興局 技術担当次長 堀之内様並びに宮崎県農業協同組合 都城地区本部 営農企画室 室長 黒木様よりご祝辞を賜りました。

宮下総代(第1区都城市)が議長の座に就き、提出された10議案について慎重に審議され、すべて原案のとおり承認可決されました。



議決事項

- 第1号 令和5年度決算関係書類について(監査報告)
- 第2号 令和7年度事業計画について
- 第3号 令和7年度賦課金及び徴収方法について
- 第4号 令和7年度役員報酬について
- 第5号 令和7年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 第6号 令和7年度農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金の借入及び償還方法について
- 第7号 令和7年度収支予算について
- 第8号 定款の一部改正について
- 第9号 規程の一部改正について
- 第10号 役員の補欠選任について

財務状況の公表

令和5年度収支決算

■一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	決算額	附記	科目	決算額	附記
1 土地改良事業収入	4,426,060	経常賦課金・特別賦課金	1 土地改良事業費支出	71,448,728	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	1,633,306	他目的使用料・手数料	2 一般管理費支出	12,496,820	運営事務費
3 基本財産運用収入	162	基本財産利息	3 土地改良事業負担金支出	572,700	畠地帯総合整備事業(高才第3地区)
4 特定資産運用収入	244	特定資産利息	4 借入金返済支出	0	
5 補助金等収入	64,007,000	管理強化事業補助金・施設管理事業負担金	5 支払利息	3,972	
6 業務委託料収入	19,443,600	基幹水利・土層改良・流量調査業務	6 固定資産取得支出	0	
7 雑収入	2,616,933	過年度収入・その他雑収入	7 補償金預り金支出	0	
8 借入金収入	572,000	畠地帯総合整備事業(高才第3地区)	8 基本財産積立支出	5,000,000	事業積立金
9 基本財産取崩収入	0		9 特定資産積立支出	2,813,710	
10 特定資産取崩収入	0		10 予備費	0	
11 固定資産売却収入	0				
12 補償金預り金収入	0				
13 繰越金	443,942	前年度繰越金			
計	93,143,247		計	92,335,930	

※差引残高 807,317円（令和6年度会計へ繰越）

令和7年度収支予算

■一般会計収支予算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	予算額	附記	科目	予算額	附記
1 土地改良事業収入	5,602,000	経常賦課金・特別賦課金・転用決済金	1 土地改良事業費支出	64,987,000	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	1,802,000	他目的使用料・手数料	2 一般管理費支出	14,826,000	運営事務費
3 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息	3 土地改良事業負担金支出	19,000,000	畠地帯総合整備事業 (高才第3地区・江平第1地区)
4 特定資産運用収入	1,000	特定資産利息	4 借入金返済支出	2,000	
5 補助金等収入	63,367,000	管理強化事業補助金・施設管理事業負担金	5 支払利息	7,000	
6 業務受託料収入	3,540,000	基幹水利・土層改良・流量調査業務	6 固定資産取得支出	1,000	
7 雑収入	184,000	受取利息・過年度収入・過怠金収入	7 補償金預り金支出	1,000	
8 借入金収入	19,001,000	畠地帯総合整備事業 (高才第3地区・江平第1地区)	8 基本財産積立支出	2,000	
9 基本財産取崩収入	8,001,000		9 特定資産積立支出	2,477,000	
10 特定資産取崩収入	1,000		10 予備費	200,000	
11 固定資産売却収入	1,000				
12 補償金預り金収入	1,000				
13 繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	101,503,000		計	101,503,000	

賦課金について

毎年3月の通常総代会において翌年度の賦課金の見直しを行っています。

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 経常賦課金		※年に1回でも畑地かんがい用水を利用した畑地に地積割により賦課する。 対象地区は県営事業により畑地かんがい工事が完了した地区とする。		
種 別		10aあたり年間	備考	
普通畠		2,500 円		
ハウス	加温機 有	21,000 円	令和5年度～7年度までは15,000円 (※第16回総代会議決による)	
	加温機 無	12,000 円		
雨よけハウス・露地育苗		6,000 円	かんしょ苗床含む	
茶	防霜 有	11,000 円		
	防霜 無	6,000 円		
2. スタンド賦課金		※給水スタンドの利用申込があった組合員に賦課する。		
種 別		金額	備考	
鍵 方 式 (年 間)	個 人	3,000 円	バルブ手動操作	地区内の下記3箇所に設置しており、 使用には申請が必要です。 ・森田原（野々美谷町） ・宮ノ原（三股町樺山） ・牧 原（高城町大井手）
	法 人	30,000 円		
コイン方式 (1枚当たり)	大コイン	100 円	500ℓ自動給水	地区内に11箇所設置しており、コインは土地改良区事務所で有償にて貸与 しています。(※初回貸与時に組合員 資格確認をさせていただきます。)
	小コイン	50 円	250ℓ自動給水	

※賦課金は期限内に納入しましょう！！

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

- ・賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
 - ・口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
- (※振込の場合は手数料が自己負担となります。)

◎口座振替が可能な金融機関

- ・JAみやざき
- ・宮崎銀行
- ・その他の金融機関については
事務局へお問い合わせ下さい。

【口座振替について、ご不明な点がございましたら当土地改良区までお問合せください。】

給水スタンドについて

●給水スタンドをご利用の皆様へ

○組合員の方のみ給水スタンドの利用ができます。

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。(生活用水等への使用はできません)
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
- ・コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに
汚れを落としてからご使用ください。



給水栓の管理について

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- ・給水栓の開閉はゆっくり行ってください。
水を出す→反時計回り 水を止める→時計回り
- ・全閉にしても水が止まらない場合は、小石等の異物の噛み込みが考えられます
ので、2~3度バルブを開閉して洗い流してみてください。
(※それでも止まらない場合はご連絡ください。)
- ・使用しない時は必ずバルブをしっかり閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
- ・トラクター等のひっかけによる漏水事故（給水栓破損）が度々起きています。
(※この場合、全額個人負担での復旧となります。)
修理をするまでの間、同じパイプライン上の畠では水利用ができなくなり迷惑
をかけることになります。
このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるよう
棒を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。



給水栓破損による漏水

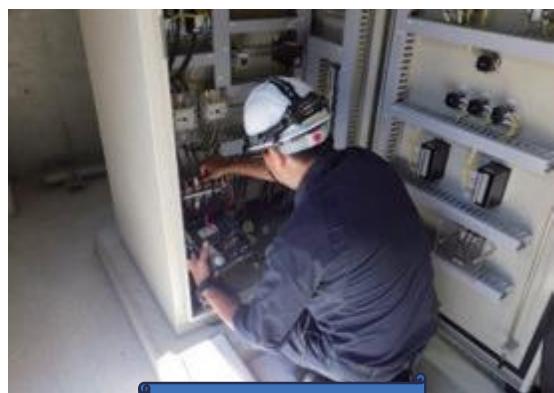
【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず当土地改良区へ連絡をお願いします。】

土地改良施設定期診断

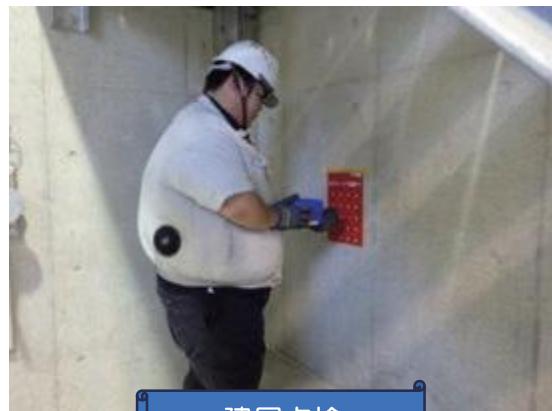
令和7年8月に宮崎県土地改良事業団体連合会による土地改良施設10箇所の管理指導及び定期診断が行われました。
診断の結果、経年劣化に伴う軽微な補修が必要な施設も一部ありましたが、全体として重大な機能低下はなく、引き
続き現状の適切な維持管理を継続してほしいとのことでした。



ポンプ設備点検



電気設備点検



建屋点検



ゲート設備点検

土地改良施設整備

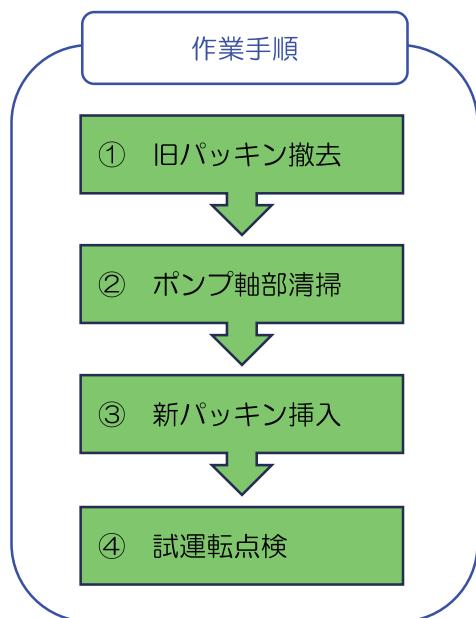
令和7年10月、宮ノ原揚水機場(三股町)の揚水ポンプのグランドパッキンを交換しました。グランドパッキンは長年使用すると摩耗や劣化により水漏れが多くなり、送水効率が落ちるため、定期的な調整・交換が必要です。

また、錆の発生や塗装劣化の見られた設備の再塗装を行いました。今回の作業により、設備の耐久性向上だけでなく、見た目の美しさにもつながります。

宮崎県土地改良事業団体連合会から施設の点検・整備指導を受けて職員の技術力向上を図り、軽微な不具合等の整備・補修等は可能な限り職員で対応し経費の削減に努めています。また、自分たちで作業を行うことで設備の状態をより把握でき、不具合の早期発見にもつながっています。

今後も安定した用水の供給を続けられるよう設備の点検・整備を計画的に行い、組合員の皆さんに安心して水利用いただけるよう努めてまいります。

グランドパッキン交換



①旧パッキン撤去作業



②ポンプ軸部清掃作業

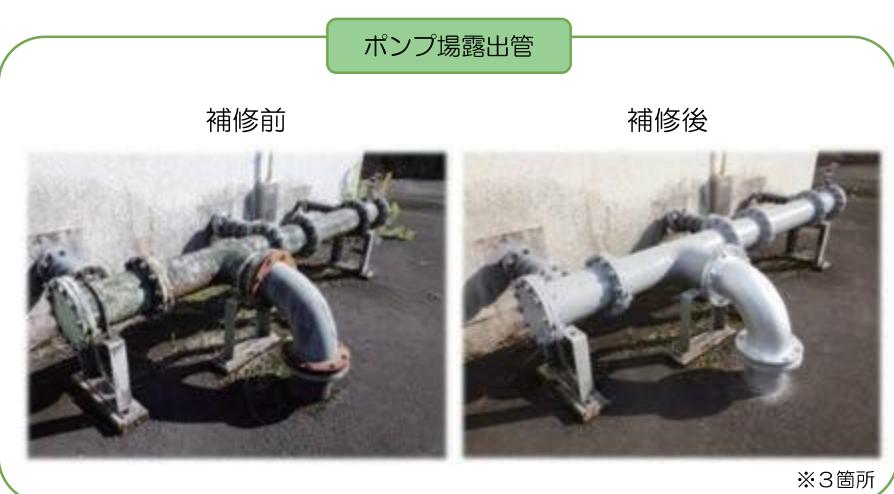


③新パッキン挿入作業



④パッキン交換後試運転点検

施設塗装補修



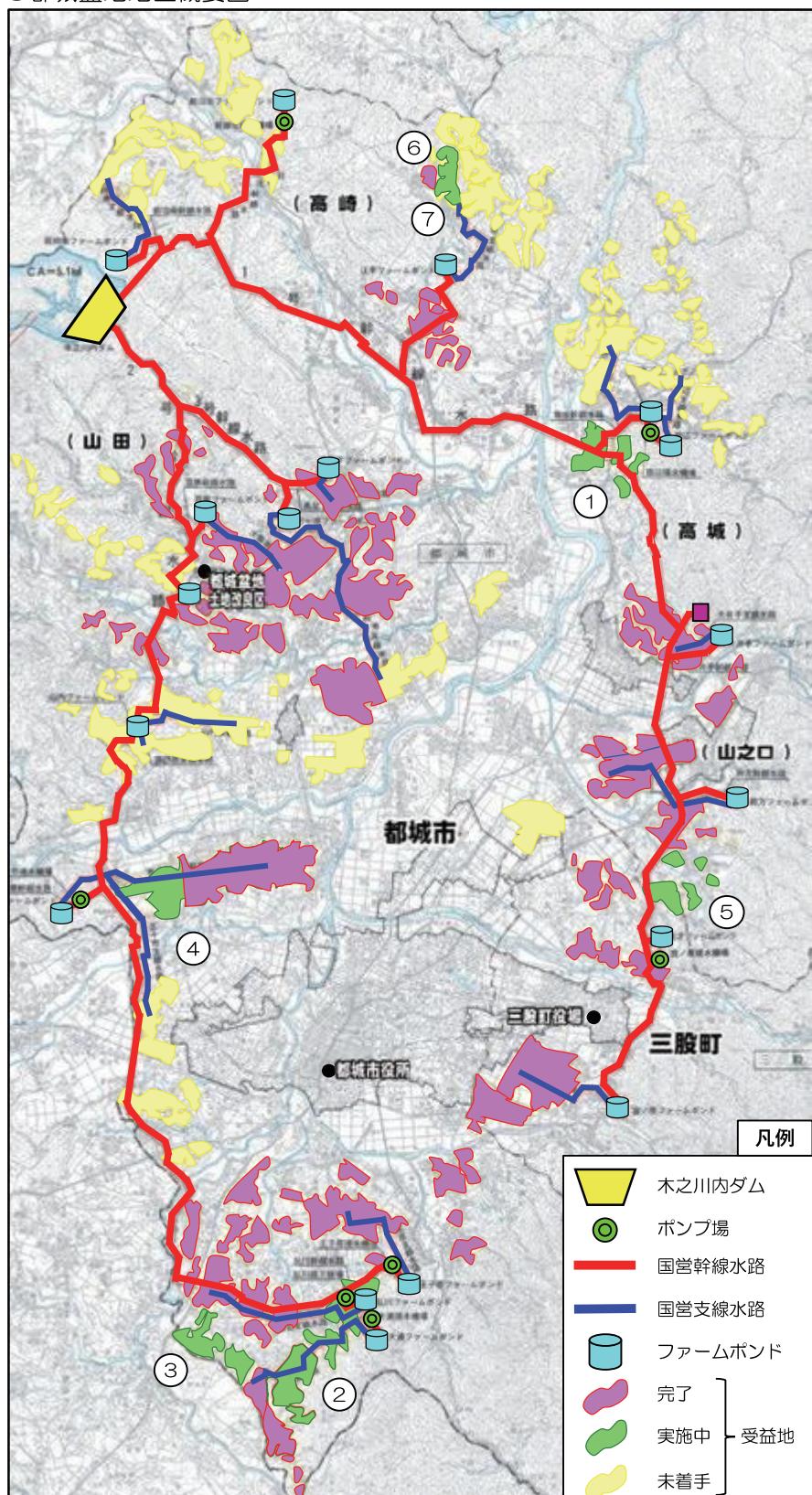
県営事業について

県営事業完了地区・実施地区は下記のとおりです。事業実施期間中であれば、給水栓を自己負担無しで設置することができ、散水器具を18.3%の負担額で導入することができます。散水器具の導入をご検討中の方へは一定の条件で無料の貸出も行っています。

※散水器具の種類及び予算の都合により、ご希望に沿えない場合もあります。また、申し込みには期限がございますので早めにご相談ください。

- 連絡先：都城市役所 本庁舎4階 農産園芸課 畑かん営農推進担当 (0986) 23-2425

○都城盆地地区概要図



○事業実施地区

番号	地区名	主な所在地	完了年度(予定)
①	石山地区	都城市高城町	R 8
②	扱川第2-2期地区	都城市梅北町	R 8
③	扱川第2-3期地区	都城市梅北町	R 8
④	牧之原第2-3期地区	都城市関之尾町	R 8
⑤	高才第3地区	都城市山之口町・三股町	R10
⑥	江平第1-1期地区	都城市高崎町	R 9
⑦	江平第1-2期地区	都城市高崎町	R12

これからどんどん
実施地区が完了していくね♪
畑かんの水を活用して都城
盆地地区の農業を私たちと
一緒にもっともっと
発展させましょう！



しづくちゃん



かたたくん

どの散水器具もたくさん
長所をもっているから、
ほ場の面積や作物の
種類によって1番適している
散水器具を考えよう！

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

水の利用を開始するとき

- 利用前に必ずご連絡ください。

水を利用する場合には申請が必要です。なお、申請した畠について次年度も水利を利用する場合は、再度申請の必要はありません。

※水利用の種別・場所を変更する際にも手続きが必要です。

※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

- 利用をやめる際にご連絡ください。

4月以降に水利用されない場合は、5月中旬までに休止の届出をお願いします。

※休止の届出がない場合は、賦課が継続されますのでご注意ください。

※10月に賦課通知書を送付してから休止の連絡が多数ありますが、その年度までは賦課金を納付していただくこととなります。（翌年度より休止となります。）

組合員資格の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 住所の変更
- 組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等

※ご注意を！！

土地改良法第44条第1項により、上記に該当する方から土地改良区へ通知するように義務付けられています。

また、農地を取得する時に、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第43条により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会への届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』・『都城市役所 農産園芸課』

『都城市役所 中郷地区市民センター』・『都城市役所 志和池地区市民センター』に置いてあります。

また、お電話をいただければ必要書類を送付いたします。

(※当土地改良区のホームページからダウンロードすることも可能です。)

ご意見、お問い合わせは・・・

都城盆地土地改良区

〒889-4601
宮崎県都城市山田町山田3881番地7

T E L : (0986) 45-6695

F A X : (0986) 29-4457

E-mail : jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

U R L : <https://miyakonojo-bonchi.jp/>

